

坂出市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金制度のご案内

(募集要領)

補助制度の目的

太陽光発電システムまたは蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、クリーンエネルギーの利用を推進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

補助対象システム

(1) 発電システムとは

太陽電池を利用して太陽光を電気に変換するシステムで、住宅(店舗等の併用住宅を含む)に設置するものであって、次の要件を満たすもの(リース等による設置は補助金の交付対象外となります)

- ア 電気事業者の配電線と逆潮流有りで系統連系していること。
- イ 対象住宅に設置する時点で未使用品であること。
- ウ 太陽電池モジュールがメーカーによって出荷後 10 年以上保証されていること。

(2) 蓄電システムとは

発電システムまたは既存発電システム※と接続する住宅用定置型リチウムイオン蓄電池などで構成するシステムで、次の要件を満たすもの(リース等による設置は補助金の交付対象外となります)

- ア 蓄電池から供給される電気を蓄電システムが設置される住宅において消費すること目的とすること。
- イ 経済産業省による「ZEH支援事業」対象機器として登録されていること。
- ウ 発電システムに接続する時点において未使用であること。

※既存発電システムとは

太陽電池を利用して太陽光を電気に変換するシステムで、発電システム等設置の予約申請以前に設置したもので、以下の要件を満たすもの(既存発電システムは補助金の交付対象外です)

- ア 電気事業者の低圧配電線と逆潮流有りで系統連系していること。
- イ 交付申請の時点において、正常に稼働していること。

補助対象者

次の要件を満たすかたです。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 自らが居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む)を本市の区域内に有すること。
- (3) 前号の住宅に電力を供給する発電システム等(併用する店舗等の電力のみを発電するものを除く)を有すること。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。

補助金の額

次の各号に掲げる額の合計額

※各号の金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

ア 発電システム(上限 10 万円)

2 万 5 千円 × 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値

※最大出力の合計値については、単位はキロワットとし小数点以下第 3 位を四捨五入します。

イ 蓄電システム(上限 10 万円)

補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額

申請書受付期間および提出先

(1) 受付期間

予約申請：令和 8 年 4 月 1 日(水) ～ 令和 9 年 2 月 26 日(金)

※予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご提出ください。

※システム等の設置工事の着手前に申請し、予約番号通知日以後に工事着手してください。

交付申請：設置事業完了後 3 か月以内、または令和 9 年 3 月 31 日のいずれかの早い日まで。

実績報告：交付決定通知した日から 1 か月以内、または令和 9 年 3 月 31 日のいずれかの早い日まで。

(2) 提出先

坂出市 市民生活部 生活環境課 生活環境係

〒762-0058 坂出市常盤町一丁目 6 番 2 5 号

〒762-8601 坂出市室町二丁目 3 番 5 号(市役所本庁舎 1 階 9 番窓口)

必要書類

申請書類等の様式は市ホームページ

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seikatukankyoku/taiyoukouhojokin.html>)よりダウンロードしてください。なお、市役所(生活環境課)への提出書類に押印する印鑑については、すべて同一のものを使用してください(印鑑登録しているもの以外でも可能です。)

【注意】書類の訂正の方法について

- ・補助金申請書類について、記入したものを訂正する場合には、訂正箇所には二重線を引き、申請書等に使用した印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。(書類記載に不安がある場合は、印鑑をご持参ください。)
- ・修正液使用や消すことのできるインクのペンで記入した書類は受理できません。

【補助金交付予約申請書】

チェック	添 付 書 類
☐	1 発電システム等の設置場所および付近の見取図(地図)
☐	2 工事着手前の現況が確認できるカラー写真 ①新築する住宅に発電システム等を設置する場合 工事着手前の土地等の現況写真 ※建屋がすでに建築されている場合は、発電システムが設置されていないことが分かる屋根部分等の写真を添付してください ②既存の住宅に発電システム等を設置する場合 設置予定住宅の全体写真および発電システム等を設置する予定場所のすべての写真 ③発電システム等が設置されている建売住宅を購入する場合 購入予定住宅の全体写真および発電システム等の設置された場所の写真
☐	3 発電システム等の設置に要した経費の内訳が分かる書類(見積書等) 交付申請書における添付書類の発電システムおよび蓄電システムの設置に要した経費に係る内訳書(様式第5号の3)を使用いただいてもかまいません

※内容に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

【補助金交付予約変更等承認申請書】(申請内容の変更や工事の中止があった場合)

予約申請後、補助金交付申請予定額もしくは設置予定場所(地番)を変更しようとする場合、または、事業を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付予約申請変更等承認申請書を提出してください。

※内容に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

【補助金交付申請書】

チェック	添 付 書 類
☐	1 電気事業者との電力受給契約書の写し 四国電力との契約の場合、「電力受給契約のご案内」と「受給開始のお知らせ」の2点が必要となります なお、蓄電システムの設置のみの場合であっても、「電力受給契約のご案内」と「受給開始のお知らせ」の2点が必要です。「受給開始のお知らせ」が新規で発行されない場合は、電力会社に売電していることがわかる書類(検針票など)を代わりに提出ください。
☐	【発電システムを設置もしくは発電システム等付き住宅を購入した場合】 2 太陽電池モジュールの製造番号表(様式第5号の2)
☐	【蓄電システムを設置もしくは蓄電システム付き住宅を購入した場合】 3 蓄電システムの品名(型式)が確認できる書類(商品カタログ等)
☐	4 メーカーが発行した発電システムおよび蓄電システムの保証書の写し
☐	5 発電システムまたは既存発電システムおよび蓄電システムの設置状況を示すカラー写真 発電システムのみを設置する場合は、定置用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置の写真は必要ありません。 蓄電システムのみを設置する場合であっても、既存発電システムの写真もご添付ください。 型番や型式、製造番号を確認できる写真をご添付ください。
☐	6 発電システムおよび蓄電システムの設置に要した経費に係る領収書の写し
☐	7 発電システムおよび蓄電システムの設置に要した経費に係る内訳書(様式第5号の3)
☐	8 発電システムおよび蓄電システムを設置した第3条第1項第2号の住宅の所在が分かる図面(地図)
☐	9 申請者本人が補助対象住所に居住していることを示す住民票の写し 発電システム等を設置した住宅以外にお住まいの方は、住民票を発電システム設置場所に移していただき、坂出市市民課(市民係Tel0877-44-5005)で交付している「住民票の写し」を取得してください。 本籍、続柄、マイナンバー等の記載は不要です。交付申請書提出日から3か月以内の発行のものに限ります。<u>コピー不可</u>。
☐	10 本市の市税の完納証明書 坂出市税務課(管理係Tel0877-44-5004)が交付する「完納証明書」を取得してください。交付申請書提出日から3か月以内の発行のものに限ります。<u>コピー不可</u>。
☐	【発電システム等付き住宅を購入した場合】 11 売買契約書の写し
☐	【発電システム等付き住宅を購入した場合】 12 発電システム等付き住宅であることについての証明書(販売業者が発行するもの)(様式第5号の4)
☐	13 債権者登録(変更)申請書

※2～8については、補助を受けようとするシステムに係るものに限ります。※内容に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

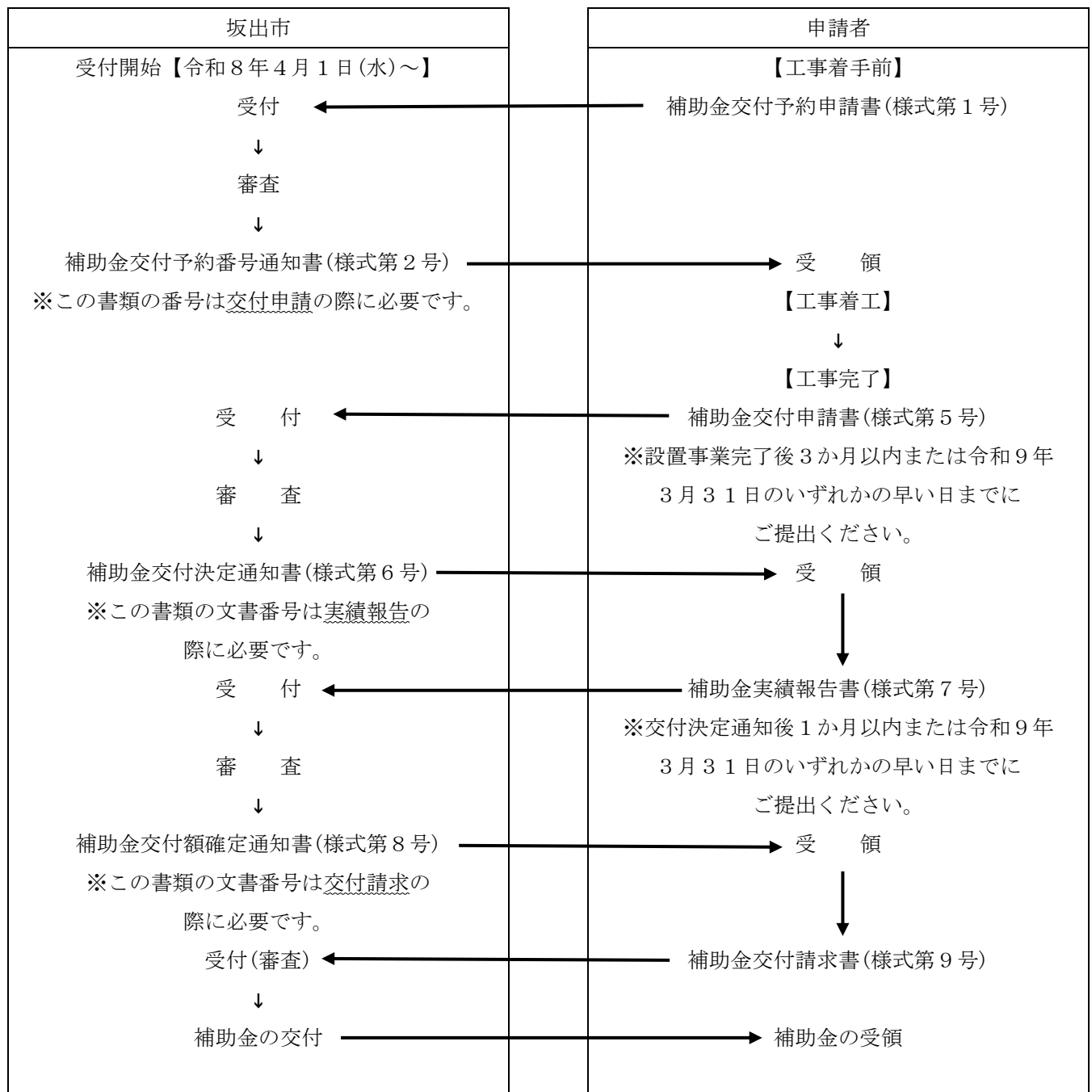
その他

受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。

補助事業を中止する場合、工事着手後は翌年度以降における再度の予約申請はできませんので、ご注意ください。

この募集要領に記載してある内容および坂出市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱をご確認のうえ手続きください。

補助金交付申請手続きの流れ



【お問合せ・提出先】

坂出市 市民生活部 生活環境課 生活環境係

〒762-0058 坂出市常盤町一丁目6番25号

〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号（市役所本庁舎1階9番窓口）

T E L : (0877) 46-4503 F A X : (0877) 46-4534